

アパートローン [固定金利期間特約型]

平成23年6月1日現在

1. 商品名	・アパートローン（固定金利期間特約型）
2. ご利用いただける方	<p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お借入れ時の年齢が満20歳以上で、最終返済時の年齢が満80歳未満である方。 ・安定した収入の見込まれる方。 ・当金庫の会員となれる方。 <p>① 当金庫の地区内に住所又は居所を有する方。 ② 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方。 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資をしていただき、会員となることができます。</p> <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の会員となれる法人 <p>当金庫の地区内に事業所を有する法人であれば、当金庫に出資をしていただき、会員となることができます。</p>
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸用住宅（アパート、マンション、戸建住宅等）の購入、新築、増改築、リフォーム及び付属設備の購入資金 ・他金融機関アパートローンの借換資金
4. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・新築物件の場合は、構造により次のとおりとなります。 木造…25年以内、鉄骨造及び鉄筋コンクリート造…30年以内 ※増改築資金及び中古物件の購入資金等につきましては、当金庫窓口にご相談ください。
5. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・当初のご融資利率は、「固定金利期間特約型」の3年、5年又は10年のいずれかをお選びいただけます。 ・特約期間終了後は、お申し出により残存返済期間内で「固定金利期間特約型」を再度選択していただくことができます。なお、特約期間終了時までにお申し出が無い場合には、自動的に「変動金利型」に移行いたします。 ・特約期間終了後、「固定金利期間特約型」を選択された場合の利率は、特約期間終了時点における当金庫が定める「固定金利期間特約型」の利率となり、借入当初の利率とは異なる可能性があります。 ・特約期間終了後、「変動金利型」として取り扱われた場合の利率は、特約期間終了時点における当金庫が定める「長期プライムレート」又は「新短期プライムレート」を基準金利として決定します。（どちらを基準とするかは、お客様にお選びいただけます。） ・その後のご融資利率は、基準金利の変更の都度、変更幅と同幅で変動し、変更日の翌日以降最初に到来する返済日の翌日から新利率を適用させていただきます。 ・「変動金利型」に変更後は、再び「固定金利期間特約型」を選択することはできません。
6. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等返済又は元金均等返済とします。 ・元利均等返済の場合、特約期間中の毎回のご返済額は一定です。なお、特約期間終了後のご返済額は、新利率、残存元金、残存期間に基づいて算出させていただきます。
7. 保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・次の方の連帯保証が必要となります。 【個人の場合】借入申込人の法定相続人1名以上（配偶者の方は必須となります。） 【法人の場合】代表者及び代表者の法定相続人1名以上 ・担保は、ご融資の対象となる建物及びその土地に当金庫を第1順位とする抵当権（普通抵当権又は根抵当権）の設定をさせていただきます。 ・担保に差入いただいた建物には、保険期間を5年以上（保険料一括払）、保険金額を建物評価額以上とする火災保険に加入させていただきます。 また、火災保険には、当金庫を第1順位とする質権を設定させていただきます。
8. 手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産担保事務取扱手数料として、1契約あたり次の手数料が必要となります。 担保設定額1百万円超3千万円以下 31,500円、3千万円超 52,500円 担保物件の追加設定 10,500円 ※同一物件に対する同日複数の（根）抵当権の設定は、1契約となります。 ※担保設定額が1百万円以下の場合は、手数料無料となります。 ・繰上返済を行う場合は、次の手数料が必要となります。 一部繰上償還（1回あたり） 3,150円、全額繰上償還 5,250円 ※ご融資残高が10万円以下のお借入れに対する繰上償還は、手数料無料となります。 ※上記金額には消費税が含まれています。
9. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター（9時～17時、電話：0120-972-141（通話料無料））へお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）及び札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、上記お客様相談センター、全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）又は北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）へお申し出ください。
10. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・お申し込みには事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率、ご返済額の試算につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせください。